

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

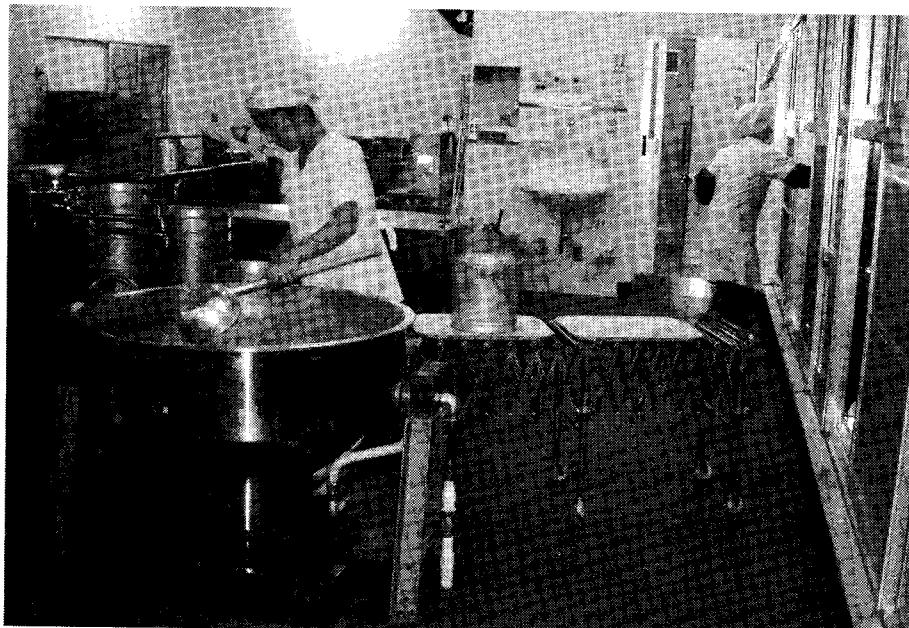
ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2002.6.10発行〈通巻第317号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 (ばんらい)ビル602
TEL. 06-6943-1527 FAX. 06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc2000@yahoo.co.jp



●シックハウス症候群で初の労災認定	2
●アスベスト非常事態 がん死亡激増の予測	5
●職場改善事例しようかい その16 大阪市学校給食調理員労働組合	7
●労災保険Q & A その9	15
●前線から (ニュース) ブラジル人転倒労災裁判が結審 大阪	16
●2002年夏期一時金カンパへのご協力のお願い	19

5月の新聞記事から／18
表紙／ローラーコンベアを使って配食 (9p 参照)

'02 6

シックハウス症候群で 初の労災認定

社屋移転で発病 激しい咳にじん麻疹のような症状

「5月22日 勤務先の社屋移転。勤務先が改装工事中の中古ビルへ移転。20日～21日にかけて荷物は運び込まれていたため、この日は朝から新社屋へ出社し、荷物の整理をしていたが、事務所内にベンキのような臭いを感じ、その臭いに酔い、吐き気や頭痛を覚えた。その後も社内に異臭を感じ、頭痛や鼻・喉の違和感、目やにななどの症状が出ていた。」

「6月2日 数日前からサンプル室など、人の出入りが少ない場所にしばらく居ると身体の痒みを感じるようになっていたが、この日、身体の皮膚の柔らかい箇所全体がデコボコになるようなジンマシンが出て、激しい痒みを覚えた。帰宅後、シャワーを浴びると症状は治った。」

「6月5日 激しい喉の痛みと39度を越す発熱。風邪と思い、風邪薬と解熱剤を服用。」

「6月6日 熱は下がったものの、喉の痛みと鼻の不快感が増し、声が出難くなつた

ため、市立病院の耳鼻咽喉科にて診察・検査を受け、薬を処方された。喉の痛みは少し治ましたが、激しい咳が出るようになった。」

今月になってシックハウス症候群（化学物質過敏症）で労災認定を受けた花沢裕美子さん（38）の初期の病状報告である。

花沢さんは、99年3月に家庭雑貨卸会社に契約社員として入社、一工夫を凝らした家庭雑貨を仕入れ、生活協同組合などに卸すその会社のオフィスで、商品の管理などの業務に従事していた。もちろん商品の中には、自然や人に配慮したことを売り物にする商品も含まれ、会社ではシックハウスなどという言葉も、商品知識としては常識のことだった。

そのオフィスが、大阪市北区天満橋のビルに移転したのが一昨年5月のことだった。

以降、市立病院の耳鼻咽喉科受診を皮切りに、通勤途中にある内科医院、耳鼻咽喉科などを転々とすることになる。激しい咳は薬で抑えるが、呼吸困難や目眩、吐き気を伴うこともあり、7月末になって受診していた医師に、何らかのアレルギー症状だろうと専門医療機関での診察を勧められたとい

う。

出社も困難になってきたこの時期、主治医から会社に社内換気など対策の必要性が説明された。花沢さんは、自らも会社総務に対処を求めるが、返事は「産業医も判断しかねている」というものだった。

同年11月になって、大阪府の勤労者健康サービスセンターの存在を知って相談。アドバイスを受け、シックハウス症候群に理解のある耳鼻咽喉科を紹介されるとともに、労災保険請求の準備を開始することになる。

**労災申請へ
会社は契約更新拒否**

シックハウス症候群の労災保険請求は、前例がないため、受け付けた天満労働基準監督署は慎重な調査を開始、結果として1年半あまりの時間を経て業務上と認定されることになった。

その間に会社のとった対応は、出社できないなら辞めてもらうというものだった。1年契約の社員なので、昨年3月の契約更新を行わないという対応だ。会社のせいで病気にかかるついて、しかも仕事上のつながりで迷惑をかけてはいけないと、休業中でも自宅から得意先等に電話するなどしていたにも関わらず、事実上の解雇というのは、花沢さんにとてどうにも解せない。

対処法を探っていて、会社のある地域にある地域労組に相談を持ちかけることになっ

この病気を理解してほしい 患者支援の輪が広がってほしい

シックハウス症候群 被災者 花沢裕美子さん

社屋改装工事で発病し、労災申請してから結果が出るまで1年半かかりました。あらゆる化学物質に感應するため日常生活にも支障をきたすようになり、会社には切り捨てられ、仕事も健康も奪われて何もかも不安だらけです。安全性を謳った商品を生協へ納めている会社なので、きっと理解を得られると思っていたのに…精神的ショックは病気に追撃をかけました。独りで闘う体力も気力も無く途方にくれていたとき、産業衛生に詳しい先生と出会い助けられ、

労災申請し、病院を紹介されました。まだ治療も手探りで、組合の力を借りて会社と交渉中ですが、家族・友人・先生方・組合と、多くの理解と助力を得て頑張っています。温かい人の心がいちばんの支えです。しかし、周りに理解されず、どこに相談すれば良いかも分からず、苦しんでいる患者さんも多いでしょう。今回この病気が労災認定を受けたことで、一般の人も企業も、国を含め様々な機関も、この病気を理解し、患者支援の輪が広がることを望みます。

た。とりあえず労働組合に加入し、交渉の結果、労災請求中であるので契約は更新するという回答を得ることになった。

しかし、この時期すでに花沢さんの症状はひどく、殺虫剤などによる化学物質が蔓延している電車も乗れないので、労働組合担当者との打合せもままならない。今年の3月の契約切れの際にも、会社は契約更新を拒否したが、大阪市内の労働組合に取り組みを求める 것도できなくなった。やむを得ずタウンページで居住する箕面市にも地域労組が存在することを知り、現在所属する北大阪合同労組に加入することになったという。

つづく労災認定 同種症状に悩む被災者はまだまだいる

さて、シックハウス症候群の労災認定は、花沢さんの事例をきっかけにマスコミでも報道されることになったが、同時期に認定のあった事例で、堺市五ヶ荘保育所の非常勤保育士の例がある。昨年5月の園舎建て替え工事に伴い、仮設のプレハブ園舎に移った後、約10日後から、職員11人と園児15人に目や鼻の痛み、気道の炎症などの症状が出たという。非常勤保育士4名の場合は労災保険になるので、堺労働基準監督署がこの5月中に業務上として支給処分を行った。市職員である保育士らについても、現在、地方公務員災害補償基金大阪府支部に公務災害認定申請中となっている。

花沢さんの場合、堺市の場合ともに、業務上となつた判断理由は、以下のとおりだ。

- (1) 職場の測定でホルムアルデヒドを検出
- (2) 職場以外に他の要因がない
- (3) 症状がホルムアルデヒド中毒に特有なもの
- (4) 職場を離れると症状が改善する

「シックハウス症候群に初の労災認定」との記事が新聞に掲載されて以降、花沢さんのものには「私も症状に苦しんでいる」という遠方からの被災者の連絡が少くないという。化学物質による健康被害は、製造業の事業場で使う材料や溶剤等に含まれる物質に対する対策を考えていればよい状況では無くなってきた。日常生活の中で便利さ、快適さのために使用されている化学物質が意図せざるところで健康被害を引き起こしているのが現状といえよう。

まわりの人たちに理解されず、病院に行っても大量の薬を処方されるだけというような状況の中で、何とか事実を受け止めてくれ、適切なアドバイスを受けられるところを探し当て、労災申請に辿り着いた花沢さん自身の努力によって結論が得られた。それにしても、症状を引き起こした事業所が、人にやさしいアイデア商品を卸す会社で、一たび社員に被害が出ると、解雇という対応しか考えつかなかったのは、まったく皮肉な話だ。

同種の悩みを抱える被災者は、全国に数多く、そのうち仕事に関連して発症した人の数も多いことが予想される。その意味で、今回の労災認定は大きな意味をもつといえよう。

アスベスト非常事態

がん死亡激増の予測

この間、悪性中皮腫についての労災相談が2件続いた。

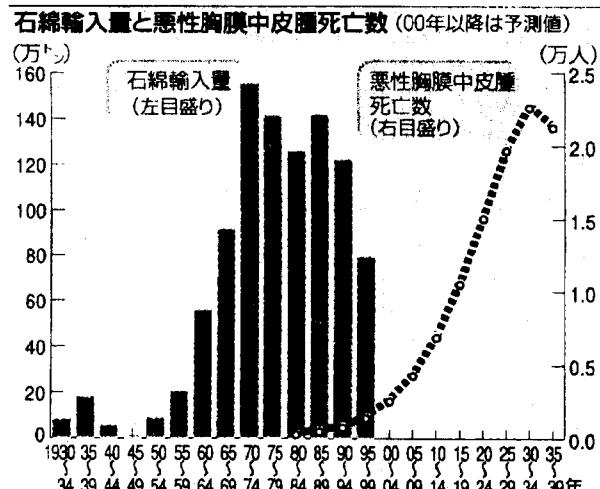
一つは、建材加工に長年従事してきた方で現在療養中の男性。受診された医療機関を通して家族が相談に来られた。時効で労災補償請求権が消滅してしまった部分もあったが請求し労基署の調査がはじまっている。

もう一つは、保温工事に従事してきた男性すでに死亡されており、療養補償と遺族補償を請求した。この方の場合は、アスベストによる中皮腫死亡予測を報じた朝日新聞(4月2日)や厚労省が石綿全面禁止の検討をはじめたと伝えた毎日新聞(4月28日)といった一連の新聞報道に触発されたご遺族からの相談だった。

大変なことになってしまった

4月の日本産業衛生学会で村山武彦(早稲田大)、車谷典男(奈良医大)、名取雄司(ひらの亀戸ひまわり診療所)、高橋謙(産業医大)のグループが、日本における悪性胸膜中皮腫死亡数の将来予測を報告し、同グル

ープは2000年からの40年間で死亡数約10万人という推定結果を明らかにした。



2002年4月2日付朝日新聞より

上図は5年刻みの死亡数をグラフにしたもので、たとえば、1995年から1999年の5年間の死亡数は実数で1336人だったものが、2030年から2034年の5年間には2万人を突破し、約17倍になるとしている。まさに「非常事態」である。

この図が示すように、1960年代以降に急増し1990年代前半にやっと減少し

てきた石綿輸入量（ほぼ消費量に等しい）がその原因である。その間、発ガン物質としての石綿の危険性はつとに知られていたが、石綿禁止対策をとらず、「クリソタイルの管理使用は安全」と宣伝してきた石綿業界とこれの言いなりになり石綿禁止に踏み切らなかった政府、その中で石綿含有製品を作り続けて市場で大きな利益を上げてきた松下、クボタをはじめとするメーカーの3者に、こうした甚大な被害の全責任がある。

石綿禁止・被害救済・発生防止

アスベストを1日も早く禁止することはもちろん、被害者の救済に社会全体で積極的に取り組まなければならない。紹介した相談例でもわかるように、いまだ中皮腫や肺がんとアスベスト曝露の関係が見過ごされていることがいかに多いことか。中皮腫死亡数の数%しか労災認定されていない事実がこれを証明している。

さらに、建材の中にしろ、吹き付け材という形にしろ、すでに社会にばらまかれてしまったアスベストによる被害を最小限に食い止めなければならない。飛散防止、とくに職業曝露の可能性が高い建設、解体業における対策の徹底が求められている。

補償にも対策にも膨大な費用が発生する。たとえばすでに職業癌の労災認定件数のトップはアスベスト関連癌である。これが、今後どんどん増えていく。それによって発生する費用を労災保険システムだけでカバーしてよいのか、カバーされない損害は救済しなくてもよいのか、といった点は大きな課題だ。

上記3者に対して、現在から将来にむけての膨大な救済費用、対策費用のすべてを負担するように求めていく取り組みも必要ではないだろうか。

アスベストによる惨憺たる被害予測は、改めて私たちに、極めて重大で深刻な警告をつきつけている。

心からだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための

情報や工夫・知恵を満載

[著者] 酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる

[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価] 1,200円(送料別)

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-6943-1527 FAX. 06-6942-0278

職場改善事例しようかい その16

大阪市学校給食調理員労働組合

大阪市学校給食調理員労働組合は大阪市内の大阪市立学校320校で13万食を調理する調理員1,178人で構成される労組です。

従来の高温多湿なウエット方式の調理場から、床をぬらさないドライ方式の調理場への切り替えに取り組んでいます。また、切り替えの中で、より安全な作業への改善、安全な機器への改善に取り組み、成果をあげています。今回は、たくさんある改善事例の一部を紹介します。

○ウエット方式からドライ方式へ

白い長靴にビニールの前掛けをして働く給食調理員さんというのは、私たちにとってなつかしくも親しみのある光景です。ほとんどの人が目にしたことがあるように、その仕事は、大量の調理作業、重量物の持ち運びがあり、さらに高温多湿の環境という大変な職場です。しかし、それはすでに過去のものとなりつつあります。

1996年のO157による食中毒が発生して以来、衛生管理面からドライ調理場が全国的に導入されるようになりましたが、大阪市では、1990年より労働安全衛生面からドライ調理場への転換へ取り組みました。

従来のウエット調理場というのは、水を床に流し長靴で作業をする調理場で、同時に調理の熱で高温多湿となり、厳しい職場環境でした。

一方、ドライ調理場というのは基本的に床を水でぬらさない、いわば家庭の台所のように作業する調理場です。大阪学給労は、調理場の改修・改築の際にドライ調理場に切り替える取り組みを進め、1994年最初のドライシステム調理場の導入以来320校中29校がドライに

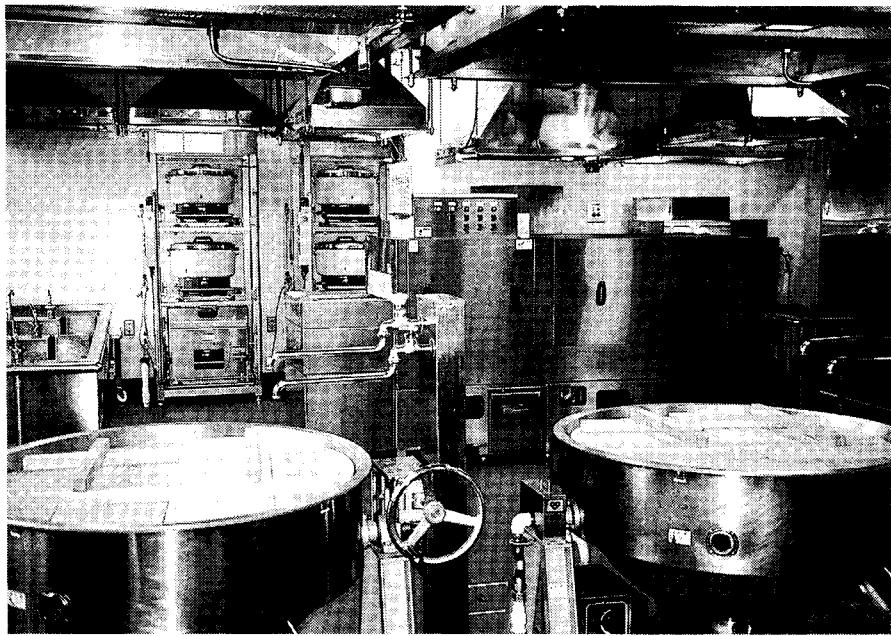


写真1:ドライシステムの給食調理場

変更されました。

変更する際には、調理員の働きやすさを考えて図面を設計し、学校の講堂に機器と実物大の模造紙を配置し、実際に台車で作業導線を動いてみるなどして確認しました。

ドライシステムでは、高温・多湿問題が改善されたうえ、今まで床に流れた水を排水溝に導くためにあった傾斜もなくなりました。わずかな傾斜とはいえ、やはり平面で立つより体への負荷が大きかったのが改善されました。また、服装も前掛け515グラム、長靴1100グラムの計1615グラムを身につけていたのが、ドライではエプロン175グラム、軽作業靴320グラムの計495グラムとなりました。

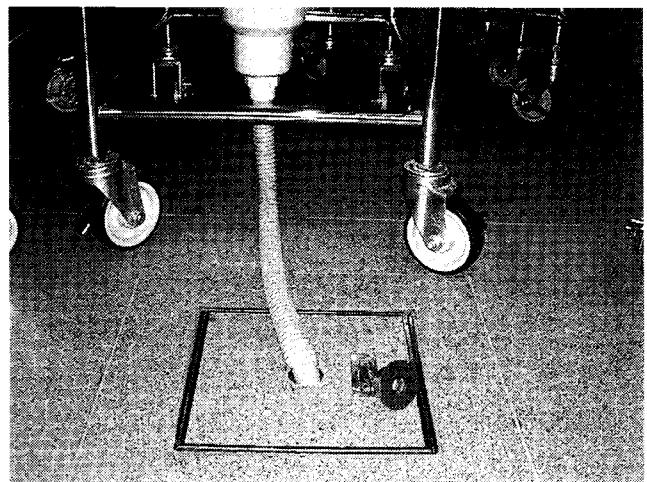


写真2:排水口に直接排水するシステム

○軽量化と運搬方法の改善

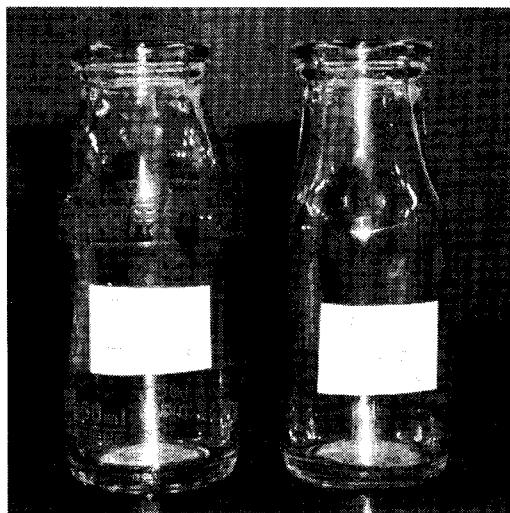


写真3:新旧牛乳びん

調理作業の過剰な手指への負担により「指曲がり症」が多く発生したことも教訓となって、あらゆる身体に負荷のかかる作業について、負荷の軽減が図られています。

たまたま組合員が飲食店で、軽い材質のビール瓶を手にしたのがヒントとなり、牛乳びんの材質をより軽いものに変更するという改善が実現しました。びんの材質変更で従来の1本245グラムから195グラムとなりました。50グラムの軽減ですが1ケース(40本)では2キロも軽くなり、調理員ばかりではなく、給食当番で牛乳を運ぶ児童にとっても楽になりました。

腰痛、頸肩腕症候群対策として導入したローラーコンベアもすぐれものです。キャスターつき、伸縮自在で曲線でも使えるので、さまざまな場所に配置でき、食器ひとつごと(約15キロ)もローラーの上をすべらせて運ぶことができます。

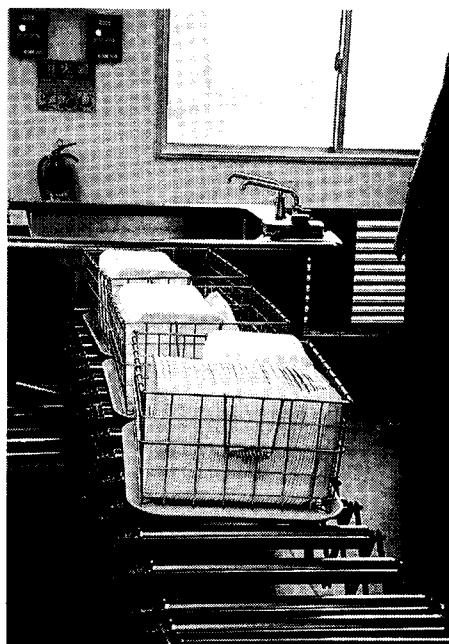
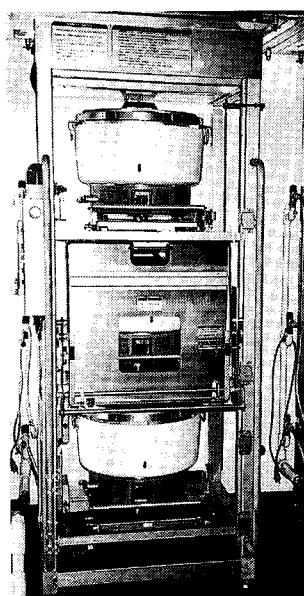


写真4・5:ローラーコンベアで食器を運ぶ

昇降式立体炊飯台も負荷軽減の改善の一つです。

3段に置いた炊飯器を手前側のリフトに載せて作業しやすい高さにし、配缶することができます。奥から手前のリフトまでは軽くひけばよく、リフトもボタンで簡単に昇降される。また、安全のため、リフト昇降中は警告赤ランプが点く。作業姿勢の改善に加えて限られたスペースを有効に使うことができます。

「指曲がり症」の発生した職場には、必ずパラフィン浴機を備えるようにもしています。



(左)写真6:昇降式立体炊飯台、(右)写真7:パラフィン浴機

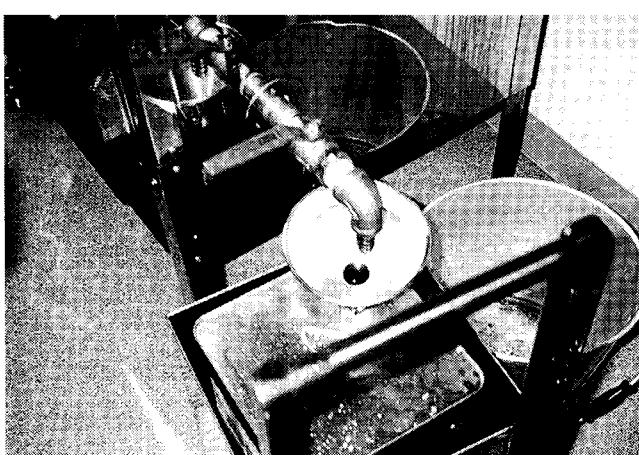


(上)写真8:ガスフライヤー
(右)写真9:素手で触れても熱くない、縁の傾斜にも注目

○やけど対策

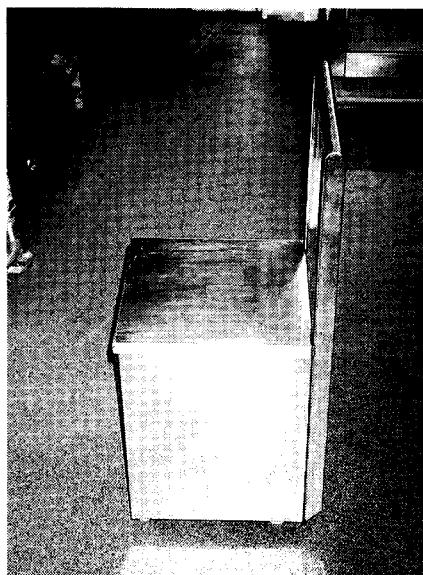
やけど対策として表面が熱くならないガスフライヤー、回転釜が導入されました。フライヤーや回転釜の外側にもう一層ありそこで空気を循環させることによって外側がまったく熱くなりません。導入するにあたって、何度も実験を繰り返し、さらに改善





(上)写真10:うっかり廃油をあふれさせて、台車
の中に溜まる構造になっている

(右)写真11:台車にふたをした状態



を加えました。フライヤーのふちに内側への傾斜をつけたのも改善です。これによって食材を油へ入れるときに、フライヤーのふたを使って作業者の手前から向こう側へ向けて一定の量を一度にすべり落とすことができます。そうすれば、入れるときに油のはねが少なく、また作業者はふたによって防がれているので、はねがかからず安全に作業ができます。

同時に、廃油作業についても一斗缶をすっぽり入れることのできる台車をフライヤーにセットで製作してもらいました。これで、一斗缶16.2キロを持ち運びする負担がなくなり、ま

た廃油が床にこぼれない工夫もしました。

作業着についても、改善しました。油のはねによるやけどを防ぐためには長袖での作業となります。が、ほかの作業では半袖がよく結局長袖をめくり上げて働くという光景が日常でしたが、袖をめくり上げることによる腕への締め付けがあり



写真12:袖をつけた状態

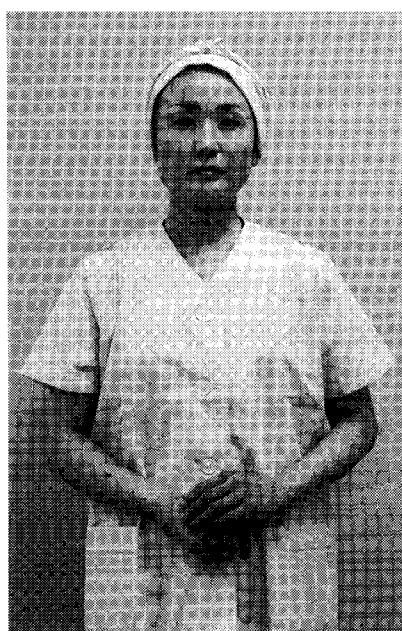


写真13:はずした状態

作業がしにくいことがありました。腕カバーをはめて作業するにしてもゴムで締め付けられました。そこで、袖を取り外しできるように作業着を改良しました。ひもで肩に結びつけるだけなので簡単で、よけいな腕への締め付けも一切ありません。

○機械の安全

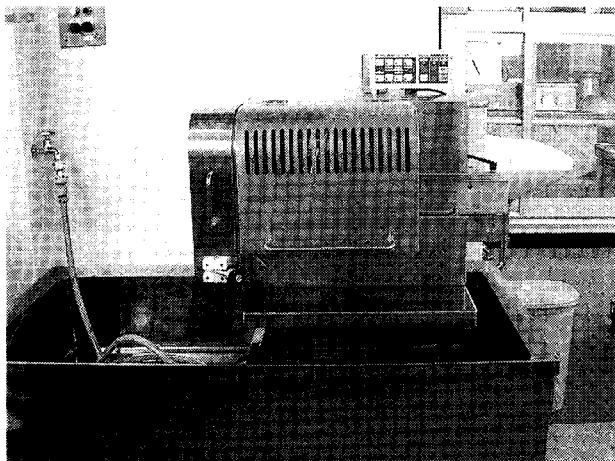


写真14:フードスライサー

フードスライサーの導入にあたっても、メーカーに注文をつけて安全面でいろいろ改善しています。既成のものはカバーがなかったのですが、カバーをつけて手指が絶対に入らない構造にし、また、ふたを開けた状態では絶対に刃が回転しないようにしました。

食器洗浄機も使い勝手を考えた改良に加えて、安全面でも緊急停止ボタンを設置してもらい、指をはさまれた場合でも本人が体のほかの部分を使ってすぐに停止できるよう、ボタンの大きさ、位置を工夫しました。また、高温対策としても、洗浄用のお湯を沸かす給湯部分を洗浄機から分離し、屋外で沸かして洗浄機までひいてくるようにしました。

ご協力いただいた東尾佳津代書記長によると、よい機器を導入しても正しい使い方をしなければ事故は減らない、機器の変更時の研修が重要です、とのことでした。そのために、組合では積極的に時間をかけて機器の試用や実験を繰り返して、身をもって体験した人が研修指導をおこなっています。

また、ドライ調理場へ転換することは、排水溝や床面といったハード面の変更というだけでなく、作業内容を床をぬらさないものに変更するということです。そこで、まだ多くある改修・改築のできないウエットの調理場でもドライの作業ができる工夫に取り組もうとしています。今後もどんな改善が考え出されるか、期待されます。

労災保険 Q君 & A氏



その9：仕事の後に 学校へ行った帰りは通勤途上？

Q君：先月のAさんは、「中断」と「逸脱」の例外があるって言ってたでしょう。なんか「厚生労働省令で定めるもの」だとか。

A氏：うん、労災保険法施行規則で4つあげて、この行為を通勤途上に行っても「中断」「逸脱」とはみなさないということだったね。

Q：その中で「学校へ行く」っていうのがありましたよね。なんか気になるところがあって、教えてもらった条文を読んでみたんですよ。

A：条文というのは、この通勤災害について規定した部分だろ？

「労災保険法第7条第3項

労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第1項第2号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、

当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。」

「労働者災害補償保険法施行規則第8条 法第7条第3項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

- 一 日用品の購入その他これに準ずる行為
- 二 職業能力開発促進法第16条第4項に規定する公共職業訓練施設において行われる職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受けける行為
- 三 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- 四 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為」



職業能力の開発向上に資する学校とは？

A：この中のどのあたりが気にかかったの？

Q：施行規則の「二」ですよ。Aさんが言つてたのは、学校へ行くのは無条件で「中斷」や「逸脱」に当たらないというニュアンスじゃなかつたですか。

A：もちろんそうだよ。そうでないと何のための条文か分からんじやない。昼間に働いて、二部の大学へ行っているような人のために、前も言ったように87年に改正された条文なんだから。

Q：でも、文章をよく読むと最後に「職業能力の開発向上に資するものを受けた行為」という条件が付くじゃないですか。ということは、事業主から「君は将来の我が社の幹部なんだから、専門的な技術を身につけなさい」なんて言われて工学部に行くような場合だけになるんじゃないですか。だとすると、今やっている仕事に関係なく、自分の都合でもう少し勉強したいと夜間の高校や大学に行く場合は当てはまらないということになりませんか？

A：ええ・・・？なんかそう言わると不安になってきたな。・・・しかし、通勤災害の行政解釈で出ている事例にこんなのがあるよ。職業訓練校の授業料は事業主負担で、学校へ行っている間も含めて賃金が支払われている場合、その職業訓練校は通勤災害における「就業の場所」とみなされるので、その後帰宅する途中は通勤

にあたるという事例だ。

Q：そんなら、「中斷」「逸脱」以前の話ですね。それじゃ、わざわざ厚生労働省令で「中斷」「逸脱」とはみなさないと規定している「職業能力の開発向上に資する」学校っていつたい・・・。

学校教育法1条の学校は「中斷」「逸脱」ではない

A：こういう場合は、法律改正があった時の行政解釈を示した通達を読めばいいんだ。ほらほら、こう書いてある。施行規則第8条二の解説は、

「イ 職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設としては、国、都道府県及び市町村並びに雇用促進事業団が設置する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校がある。

ロ 学校教育法第1条に規定する学校としては、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校等がある。

ハ 「これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するもの」としては、職業能力開発大学校における教育がこれに該当する。各種学校における教育については、修業期間が1年以上であって、課程の内容が一般的に職業に必要な技術、例えば、工業、医療、栄養士、調理師、理容師、美容師、保母教員、商業経理、和洋裁等に必要な技術を教授するもの（茶道、華道等の課程又は自動車教習

所若しくはいわゆる予備校の課程はこれに該当しないものとして取り扱う。)は、これに該当するものとして取り扱うこととする。なお、生涯能力開発給付金の自己啓発助成給付金の対象として労働大臣により指定されているものについても、同様に取り扱うこととする。」
ということ。

Q：・・・。そうか、「職業能力の開発向上に資するもの」というパラグラフは、「これらに準ずる教育訓練」だけを修飾するというわけか。でもね、実は僕、労働基準監督署に電話して聞いてみたんですよ。そしたらさっき僕がいったようなこと言ってましたよ。

A：君、しつこいね。この解説を素直に読めば分かることじゃないか。誰でも勘違いつていうのはあるんだから。

Q：しかし、肝心の行政機関の窓口でそう言われるとね。

A：確かにそうだね。ついでに公務災害の場合どう書いてあるか見てみよう。「地方公務員災害補償法施行規則第1条の2」の解説で、ちょっと文章の並びが違うんだ。

「『学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法第16条第4項に規定する公共職業訓練施設において行われる職業訓練その他これに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受けける行為』とは、高等学校、大学、高等専門学校等において行われる教育を受ける行為、国、都道府県及び市町村並びに雇用促進事業団が設置する職業訓練校、職業訓練短期大学校、技能開発センター及び身体障害者職業訓練校並びに高等職業訓練校において行われる職業訓練を受ける行為のほか、学校教育法第82条の2の専修学校における教育及び職業能力開発促進法第27条の職業訓練大学校における職業訓練を受ける行為又はこれらと同程度に評価できる行為をいうものであること。」

Q：こちらの解説のほうが、誤解を生みにくいかもしれませんね。

A：そうかもしれない。とにかく、誤解で労災補償の請求をしないなんてことがないよう。・・・今回は少し深く突っ込み過ぎたかな。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称：全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病)センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークです。

機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●1部：800円 ●購読会費：1部年額10,000円

●申し込み：全国安全センター Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881/E-mail:joshrc@jca.apc.org

前線から

ブラジル人転倒労災裁判 が結審

波乱の証人尋問

大 阪

仕事中の転倒で腰を負傷し、事業主である木材加工会社に損害賠償を求めていたCさんの裁判が、6月24日結審した。この日は、2000年9月の提訴でありながら、やっと開かれた証人尋問の日でもあった。証人台にたったのは、原告のCさん、元同僚でCさんの友人Nさん、被告側はブラジル人リーダー、事故現場にいたという同僚、被告会社専務の5人。原告側証人の2人はどちらもブラジル人で、ポルトガル語の通訳を用意した。2人とも、かなり日本語は理解できるのだが、正確なやり取りができるように、通訳者を介することにした。それでも、被告側代理人による反対尋問では、通訳を介することになれないために、

時、場所などを明確に言わない質問をしたり、微妙に言い方を変えた質問をしてみたりということがあり、何度も質問を繰り返してもらわなければ、意味が伝わらないことがあった。さらに、被告代理人は、声を荒げて証人を威嚇したり、通訳者が話しているのをさえぎってみたりと非常に態度に問題があったにもかかわらず、裁判官はまったく注意しなかった。そうして非常に困難な反対尋問の後、被告側証人の番となつたが、専務以外はやはりブラジル人であるにもかかわらず、被告側は通訳者をつけなかつた。案の定、ブラジル人リーダーが事故の詳細について日本語で話し出し

たが、時制や主語がよくわからない。もう一人の同僚にいたっては、さらに話すことができず、証拠として提出されていた彼の陳述書の内容は、彼が理解して署名したのかあやしくなってきた。それでも、裁判官は果敢に、要点について証人に確認を取っていた。

この裁判では、腰を痛める労災があったという以外は、事故の詳細や障害の程度などほとんどすべてについて原告と被告の主張が違っている。そのため、裁判官は両者の言い分のどこを認めるのか難しく、何度も和解を勧めたがそのつど被告側に拒否された。最後の証人の専務は、なんとか弁護士との打ち合わせ通りの回答をしてがんばっていたのだが、しゃべりすぎる傾向があり、自ら馬脚を現すことになった。うちは、安全衛生や労基法遵守をやっていて、ブラジル人労働者を大切に扱っていると言いつつ、声の大きい言い訳がましい話し方に、工場でこの調子で労働者を怒鳴っていたことは裁判官にも用意に推測できただろ

う。また、原告代理人に、同じ事業所内でのYさんの右腕切断事故に触れられ、安全衛生対策をはじめたのがその事故以降であること、さらにブラジル人労働者に週40時間を超える分の残業手当を支払っていない

かったことなどを指摘されると、何とか用意していなかった肯定した回答をおこなつたが、相当裁判官の心証を悪くした。

判決は、9月2日ということになった。事故があつた事実、安全教育の徹底が

あれば防げた事故であったことは認められると思うが、障害の程度、原告の国籍の点で損害額を減額される可能性がある。しかし、2件の大災害をおこした被告会社に厳しい判決をだしてもらいたい。

過労死裁判に朗報

毎日新聞 6月12日夕刊

過労死調査書 提出を命令 「秘密文書に当たらない」 労災訴訟で労基署に

法改正が奏功
元労働省長で全国労働
講習会の井上浩さんの話
開示は非常に意義が大き
い。本人が亡くなつた
ような場合、責任を負及
ぶことも職場事情などで
が分からず、以前から開
示を求める声は強かつ
た。法改正が力を奏した
といえる。

復品書などを求めたが拒否された。このため、同地裁に文書提出命令を出すよう申し立てた。労基署側は、「訴言」と同僚の同意が得られていない「書類は公務上の秘密文書に当たる」などと主張。しかし、「古川行男裁判員は秘密文書には当たらない」として提出を命じた。

報告に加え、監査官の意見が労災にすべきかどうかの意見を加えた内容で、労災調査の中心的内容だ。
遺族側代理人で「労働基準監査院」の松丸正弁護士（大阪弁護士会）は、労災認定の核となるもの。この種の内部資料が開示されたのは初めてで、「意義は非常」「大きい」としている。【野原編】

5月の新聞記事から

5/7 午後4時ごろ、東京都大田区の「京浜島不燃ごみ処理センター」内のベルトコンベヤーから出火、3階と4階部分約400平方メートルを焼き、消化に当たった東京消防庁第二方面消防救助機動部隊特科隊長で消防指令補の酒井俊明さんが全身やけどで死亡、消防士4人が両手などにやけどを負った。

核燃料サイクル開発機構の高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏れ・火災事故を受けて必要になった改造工事に伴い、同機構から申請のあった原子炉設置変更について、経済産業省原子力安全・保安院は、原子炉等規制法に定める基準に適合し問題はないとして安全審査を終えた。

5/13 茨城県東海村の核燃料加工会社「ジー・シー・オー」東海事業所で99年9月に起きた臨界事故で、業務上過失致死や原子炉等規則違反などの罪に問われた同事業所元幹部らに対する第18回公判が水戸地裁であり、当時の事業所長越島健三被告人は、安全教育の不十分さが事故につながったとの認識を示した。

5/11 午前5時半ごろ、島根県日原町の国道9号で日原町のマイクロバスと乗用車が衝突し、乗用車の運転手が胸の骨を折る重傷、バスの日原町立日原中の生徒12人と教諭1人、運転手も軽いけがを負った。

午後8時ごろ、兵庫県西宮市の駐車場で、市立名塩小の女性教諭が帰宅しようと車へ向かって歩いていたところ、何者かに刃物で背中3カ所を切りつけられ、軽傷を負った。

5/16 大手家電メーカー、シャープが社員に時間外賃金を支払わず、サービス残業させていたとして、大阪南労働基準監督署から、労働基準法違反では正勧告を受けていたことが分かった。同社は、全国の事業所で未払いとなっていた時間外賃金を支払った。

5/17 三菱電機の兵庫県内にある5事業所と1研究所が社員にサービス残業をさせていたとして、伊丹、宝塚両労働基準監督署から、労働基準法違反では正勧告を受けていたことがわかった。三菱電機は月20時間の残業に相当する額を「手当て」として支給する代わりに、残業手当での請求を認めない「メリット勤務制度」を導入していた。同社は、勧告を受け入れ、社員700人に昨年12月～今年1月分の未払い残業手当6500万円を支給した。

5/21 日本原子力発電が、福井県敦賀市の敦賀原発1号機を廃炉にする方針を決め、今月中にも同県と同市に正式に伝える。敦賀原発3、4号機の増設に伴う措置で、国内の商業用軽水炉で

は初めて。2010年度中にも運転を中止する。

5/24 退職7日後にくも膜下出血を発症、死亡した元広告代理店勤務の女性デザイナーについて、天満労働基準監督署は、遺族補償の支給を決め、遺族に通知した。昨年12月の過重労働の認定基準が生かされた決定となった。女性は約2年間に月100～150時間の残業を行い、98年3月31日に退社、6日後に再就職したが翌日、就職先のトイレで倒れ死亡した。

5/25 静岡県浜松町の中部電力浜岡原子力発電所2号機で午前2時20分ごろ、原子炉格納容器内の緊急炉心冷却装置の一部である低圧注入系配管で水漏れがあり、4時34分に原子炉を手動で停止した。漏えい推量は110リットル、1ミリリットル当たり103ベクレルの放射能が含まれ、処理作業に当たった作業員15人が被ばくした。

午後3時半ごろ、乗客・乗員225人が乗った台湾の中華航空ボーイング747-200型機が、台湾本島から約50キロの澎湖島沖付近の海に墜落、空中爆発した可能性。100以上の遺体が収容された。

5/27 防衛庁が、情報公開法に基づく請求者100人以上の身元を独自に調べてリストにまとめ、幹部らの間で閲覧していることが分かった。行政が知りえた情報を基に、法的根拠もなく個人情報リストを作り、利用することは現行の「行政機関の保有する電算処理に係る個人情報保護法」に違反する疑いがある。リストには、請求時に記入の必要がない職業や、思想に関する記載もあった。

5/28 午後3時10分ごろ、大阪府大東市の市立四条中学校の校舎3階付近で出火、3階のコンピューター準備室とコンピューター室の一部計約90平方メートルを焼いた。生徒は校庭に避難して全員無事、消火にあたった男性教員2人が煙を吸って病院へ運ばれたが軽傷。

5/29 雑誌編集会社に勤務していた大阪府枚方市の広瀬勝さんが1996年6月虚血性心疾患で突然死した問題で、大阪労災保険審査官は不認定とした天満労働基準監督署の決定を取り消し、過労による労災と認定した。広瀬さんは同年4月22日にアルバイトとして入社、情報誌の製作を担当し死亡前9日間の労働時間が、116時間、1カ月の時間外労働時間は93時間だった。入社後約50日の6月12日に自宅で死亡した。

5/31 じん肺患者は一般の人より3.7倍も肺がんにかかりやすいという調査結果を、厚生労働省の専門化検討会のワーキンググループがまとめた。じん肺と肺がんの因果関係を示す内容（本誌02年5月号参照）。

2002年夏期一時金カンパへの ご協力のお願い

各位におかれましては、様々な取り組みに日夜ご奮闘のことと深く敬意を表します。また、当関西労働者安全センターに対しまして、常日頃多大なご支援ご協力をいただいておりますことに改めて心より御礼申し上げます。

厳しい不況のなか、労働者が健康に安全に働くための権利、いのちと健康の問題がないがしろにされやすい状態が続いているとされていますし、さまざまな職場において労災隠し、職業病隠しが蔓延しているとみられる状況にあって労働行政もこれに何ら抜本的な対策を持たないというのが現状です。

「労災隠し」の問題は労災事案への「健康保険の不正・不適切な使用」という側面があり、厚生労働省が把握できているだけでも膨大な数にのぼります。ほとんどは労災隠しの意図をもった使用者による強制か、労働者が使用者に気兼ねした場合だと考えられます。事故的事案に止まらず、明かな職業性疾患が明るみに出すに健康保険で処理されていることもあります。最近相談の多い建設労働者のじん肺患者の場合にはほとんどすべて国民健康保険によって治療がおこなわれており、じん肺と診断されながら医療機関において適切な対応が行われていない場合もあります。「労災・職業病隠し」は今なお非常に多く、抜本的な行政施策を求めるとともに、労災についての知識をもっと広めていかなければなりません。

労災認定・補償の問題とともに、労災職業病発生防止の取り組みをさらに進めていかなければなりません。現場労働者の視点に立った自主対応型参加型安全衛生活動による実効力ある対策を進めるためさらに努力するとともに、当センターを基点とした現場労働者、被災労働者、専門家、活動家の有機的なつながりをさらに強化していきたいと思います。日常的相談活動の積み重ね、各種の職業性疾病的労災認定・認定基準改善の取り組み、損害賠償などの企業責任追及、安全衛生活動への支援、外国人労働者支援などの諸活動にもひきつづき地道に取り組んでいく所存です。

今後とも労働者の基本的権利としての「いのちと健康」の問題に対して皆様とともに全力で取り組んでゆきたいと思います。安全センター運動への変わらぬご支援と共に、いつもながらのお願いで誠に恐縮ではありますが趣旨を何卒ご理解いただき表記一時金カンパへのご協力を切にお願い申し上げる次第です。

2002年6月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 岡田 義雄

郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店普通1340284

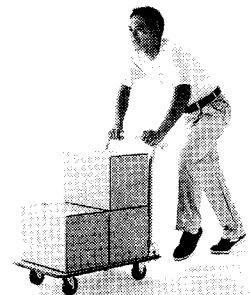
昭和50年10月29日 第三種郵便物認可 「関西労災職業病」 6月号(通巻317号) 02年6月10日発行

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104
	女	DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88
Super Relief 用	兼用	Super Relief	グレー・ブルー -(ツートン)	ウェスト 骨盤回り	56-65 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター

●近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社
KOKUSAI

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259

(毎月一回10日発行)